

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約 をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給する ことができないものを調達す るとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>介護サービス情報の公表制度は、介護保険法第115条の35に基づき、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶことができるよう、事業者の介護サービス情報を都道府県が公表する制度である。</p> <p>県では、国が一元管理する「介護サービス情報公表システム」への県内事業者の情報公表や、公表内容に係る利用者等からの問い合わせ等に対応するためのコールセンターの設置等を行う。</p> <p>県は、情報公表等に係る事務を、その指定する者（指定情報公表センター）に行わせることができるとされており、当県では平成18年4月1日に指定情報公表センターを指定し業務の委託を行っている。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当県では、指定情報公表センターについて、平成18年4月1日に社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を指定しており、同法人は指定情報公表センターの指定を受けた県内唯一の法人である（指定情報公表センターの指定は、県に1か所とされている（H18.3.31厚生労働省老健局振興課長通知））。</p> <p>同法人が運営する指定情報公表センターは、介護サービス情報の公表制度が開始された平成18年度から、情報公表事務を実施しており、豊富な技術・経験を有していることから、県との緊密な連携のもと、適切な事務運営が可能である。</p> <p>以上の理由から、当業務を適切に実施できるのは、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会の他にはない。</p>